

# 平成29年度社会福祉法人指導監査実施計画

## 1. 指導監査の実施方針

### (1) 指導監査の実施

(ア) 指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、必要に応じて「確認監査」を実施する。

(イ) 一般監査は「実地監査」とし、運営等が概ね良好な法人については、3年に1回とする。

(ウ) 特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に特定の事項について、随時実施する。

### (2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

(ア) 指導事項に対する是正・改善の状況について期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、関係市の事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。

なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家を関与させること等について、助言を行う。

(イ) 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。